

○魚津市教育委員会傍聴規則

平成13年3月16日
教育委員会規則第1号

魚津市教育委員会傍聴規則

魚津市教育委員会傍聴人規則（昭和31年魚津市教育委員会規則第3号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、魚津市教育委員会会議規則（昭和31年魚津市教育委員会規則第2号）第16条の規定に基づき、魚津市教育委員会（以下「委員会」という。）の会議の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

（傍聴の手続）

第2条 委員長は、委員会の会議を傍聴しようとする者に対し、所定の場所で住所、氏名及び年齢を傍聴人受付簿に記入を求めることができる。

（傍聴することができない者）

第3条 次の各号いずれかに該当する者は、会議を傍聴することができない。

- (1) 凶器その他、人に危害を加えるおそれのある物を持っている者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) 異様な服装をしている者
- (4) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を持っている者
- (5) 笛、ラッパ、太鼓その他楽器の類を持っている者
- (6) 前各号に定めるもののほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすおそれがあると委員長が認めた者

（傍聴人の守るべき事項）

第4条 傍聴人は、傍聴席にあるときは、次の事項を守らなければならない。

- (1) みだりに傍聴席を離れないこと。
- (2) 議事に批評を加え、又は賛否を表明しないこと。
- (3) 私語、談話、拍手等をしないこと。
- (4) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (5) その他会議の秩序を乱し、又は会議の妨害になるような行為をしないこと。

（撮影及び録音等の禁止）

第5条 傍聴人は、傍聴席において撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、特に委員長の許可を得た者は、この限りでない。

（傍聴人の退場）

第6条 傍聴人は、秘密会を開く議決があったときは、速やかに退場しなければならない。

(係員の指示)

第7条 傍聴人は、すべて係員の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第8条 傍聴人が、この規則に違反するときは、委員長はこれを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。